

IP通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2025年12月8日現在

～2025年12月19日

2025年12月20日～

第1章 総則

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）

第1章 総則

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）

4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第7種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種ホスティングサービス、 <u>第6種ホスティングサービス</u> 、第8種ホスティングサービス、第6種シェアードIP-PBXサービス、第2種ドットフォンサービス、スマートPBXサービス、NTTドコモビジネスひかり電話サービス、インターネットGWサービス及びISPプラットフォームサービス
5 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 IP通信網契約	当社からIP通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第4種契約、第6種契約、第7種契約、 <u>第5種ホスティング契約</u> 、 <u>第6種ホスティング契約</u> 、 <u>第8種ホスティング契約</u> 、第6種シェアードIP-PBX契約、第2種ドットフォン契約、スマートPBX契約、NTTドコモビジネスひかり電話契約、インターネットGW契約及びISPプラットフォーム契約
7 IP通信網契約者	当社とIP通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第4種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第5種ホスティング契約者、 <u>第6種ホスティング契約者</u> 、 <u>第8種ホスティング契約者</u> 、第6種シェアードIP-PBX契約者、第2種ドットフォン契約者、スマートPBX契約者、NTTドコモビジネスひかり電話契約者、インターネットGW契約者及びISPプラットフォーム契約者

▲IP 通信網サービス契約約款 共通編

附 則（令和 7 年 12 月 3 日 CAS 2 サ第 000400015839-01 号）

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 7 年 12 月 20 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 6 種ホスティングサービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。